

平成 30 年度 カップルアニバーサリーツーリズム拡大事業  
「国内向けアニバーサリー商品募集」の実施について  
実施要綱

沖縄県内には現在 30 を超えるチャペルが存在するが、課題の一つとして 8 月と 12 月、1 月の稼働が大きく落ち込むことが挙げられる。さらに今後新規開業の計画もあり、ますますチャペル間の競争激化が予想され、平準化に加え全体のパイを広げる必要がある。加えて、近年、挙式は行わずウエディングフォトの撮影を中心に来沖する「フォトウエディング」も増加傾向にあり、ニーズの多様化が進んでいる。

また、沖縄県・OCVB では平成 28 年度からプロポーズやハネムーン、バウ・リニューアル（周年婚）等のカップルの記念イベントの沖縄での実施を促進し、消費額向上や滞在日数を伸ばすことを目指している。

このような多様な沖縄での過ごし方の提案を広めるべく、沖縄県内にてアニバーサリー商品を扱う県内事業者に対し、季節ごとの魅力を反映したアニバーサリー商品を募集し、OCVB 運営の WEB サイトに掲載、広く紹介することでカップルアニバーサリーツーリズムの定着・拡大を図る。

記

第 1 条 実施概要

カップルおよびその家族向けに向けた、季節ならではの魅力を反映したアニバーサリー商品を募集し、OCVB が運営する WEB サイトに掲載する。

第 2 条 募集期間

平成 30 年 7 月 20 日～8 月 31 日（予定）

第 3 条 募集対象者

別紙参加者名簿参照（ウエディングプロデュース会社、ホテル、観光施設、ウエディング関係企業、物産事業者、市町村、観光協会等）

第 4 条 募集対象商品

「利用者が減る閑散期の稼働率の向上」「この時期にしか体験できないサービスを提供して付加価値を上げる」「地域と連携したユニークな商品開発で波及効果を拡大」等につながる季節ごとの魅力を軸としたアニバーサリー商品を募集。

第 5 条 商品内容

参加予定者の提案内容は、次の各号を全て満たすものとする。

- ① リゾートウエディング、プロポーズ、ハネムーン、バウ・リニューアル（周年婚）のいずれかをテーマとした商品であること

- ② 春（3-5月）・夏（6-9月）・秋（10-11月）・冬（12-2月）それぞれの季節ならではの魅力を反映し、その時期の記念日旅行実施を喚起するものであること
- ③ 複数事業者と連携して商品およびサービスを提供するものであるとなお好ましい
- ④ 掲載についてはプロポーズ、バウ・リニューアル（周年婚）をテーマとした商品を優先する

## 第6条 実施提案書の提出

参加予定者は、募集期間内に、次に掲げる書類（以下、「応募様式書類」という）をOCVBに提出すること。各記載欄の記載要領に沿って記載すること。

- ①申請書（応募様式-1）
- ②提案書（応募様式-2）
- ③複数の提案書を提出する場合、申請書は1部のみ提出

## 第7条 掲載商品の決定

掲載する商品については、提出された応募様式書類を基に第8条に規定する各号について事務局が審査し、本業務を実施するにあたり、募集対象者と協議の上OCVBが決定するものとする。

## 第8条 採用基準

募集対象者の提案内容は、以下の観点から総合的に判断する。ただし、以下の各号全てを満たすことを必要とするものではない。

- ① 閑散期対象の商品であること
- ② 既存商品に付加価値が加えられた商品であること
- ③ 地域と連携した商品であること
- ④ 季節ならではの魅力を訴求した商品であること
- ⑤ 記念の旅行に適した商品であること

## 第9条 掲載手続き

採用された商品をOCVBが運営するWEBサイトに掲載するにあたって、テナント登録が必要である。登録申請手続きすることによって、ID、パスワードを発行するので、商品提出事業者が自らWEBサイトにログインし、商品情報を入力すること。

登録後は、年に最低一回の定期更新を行い、最終更新日を更新することとする。最終更新日から1年以上経過しているページは削除対象となる場合がある。

登録についての案内は下記のページにて詳細を確認すること。

<http://www.okinawastory.jp/documents/advertise/tenant-sinsei-18.6.5.pdf>

## 第10条 その他

この要綱に定めのない事項について、沖縄県とOCVBが協議して決定する。